

富山県地域防災計画の見直しについて（事故災害編 第6章 原子力災害対策）

平成23年6月9日
防災・危機管理課

福島第一原発における事故を踏まえ、「富山県地域防災計画 事故災害編 第6章 原子力災害対策」の必要な見直しを行うもの。

1 県地域防災計画（原子力災害対策）について

(1) 災害対策基本法上の位置付け（法40条）

- ・災害対策基本法の規定に基づいて作成する法定計画
- ・作成にあたっては、国の防災基本計画「原子力災害対策編」に基づき、作成することが必要
- ・現行計画は、平成21年1月に作成

※国の防災基本計画(原子力災害対策編)は、「原子力災害対策特別措置法」(災害対策基本法の特別法)及び「原子力施設等の防災対策について(防災指針)」の内容を反映

(2) 現行計画（事故災害編 第6章「原子力災害対策」）の内容 → 別紙1参照

項目	主な内容
第1節 総則	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的・専門的事項は、国の「防災指針」を尊重 ・「防災指針」では、E P Zを、原発から半径8~10kmに設定。 ・E P Z：防災対策を重点的に充実すべき地域 → 別紙2参照
第2節 原子力 災害予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者や関係機関との連携 ・住民等への的確な情報伝達体制の整備 ・環境放射線モニタリング体制の整備
第3節 原子力 災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・県における原子力災害警戒連絡会議、原子力災害警戒本部の設置 ・住民等への的確な情報伝達 ・屋内退避、避難誘導等の防護活動 ・緊急時モニタリングの実施
第4節 原子力 災害復旧対策	<ul style="list-style-type: none"> ・風評被害等の影響の軽減 ・心身の健康相談体制の整備 ・環境放射線モニタリングの実施

2 計画の見直しの方向性

(1) 福島原発事故に関する国の対応等を踏まえ、施策の充実強化

<主な検討項目>

①原子力災害予防対策

- ・E P Zの区域・関係隣接県の取扱い
- ・緊急時に備えた情報収集・住民等への情報伝達体制
- ・環境モニタリング体制 など

②原子力災害応急対策

- ・事故等発生時の情報収集・連絡体制
- ・住民等への的確な情報伝達
- ・屋内退避、避難誘導方法 など

③原子力災害復旧対策

- ・風評被害対策 など

(2) 志賀原発の立地県である石川県との連携による対策強化

- ・原子力事業者や関係機関との連携

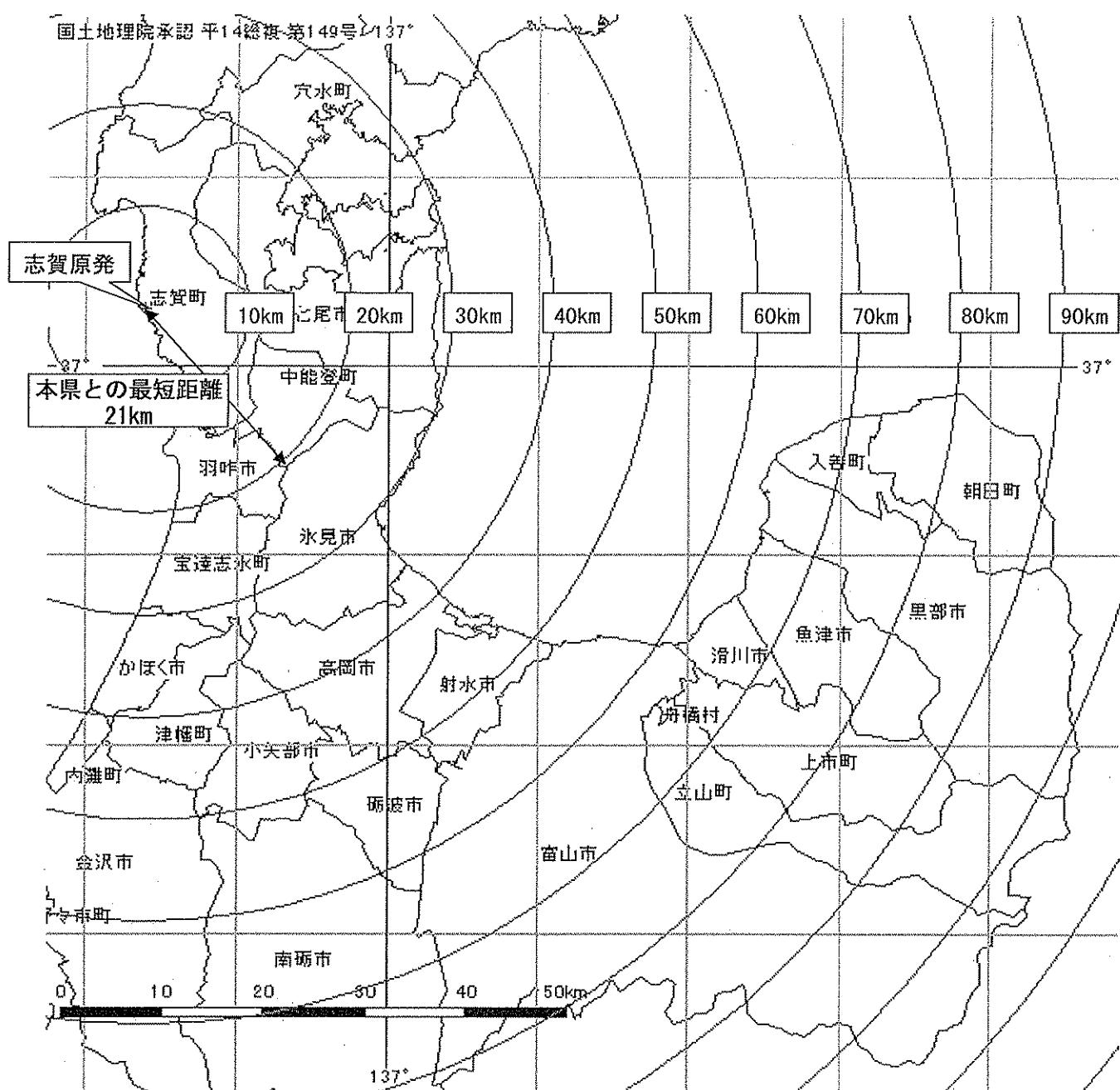
3 今後のスケジュール（予定）

- ・取りまとめ時期 国の動きを見ながら計画取りまとめ → 別紙3参照

「富山県地域防災計画 事故災害編 第6章 原子力災害対策」について

項目		概要
第1節 総則	目的	・県民の不安解消、安全安心な県民生活の確保
	尊重すべき指針	・国の原子力安全委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」(防災指針)を尊重
	災害の想定	・志賀原発から県境まで最短で21kmであることから、防災指針で住民の屋内退避等の措置を検討する必要があるとされる量の放射線が、本県に到達することはないと想定
第2節 原子力 災害予 防対策	基本方針	・予防体制の整備、原子力災害発生時の事前対策
	原子力事業者との連携	・北陸電力から県への情報提供(事故、異常発生の情報等)
	原子力防災専門官との連携	・オフサイトセンターの原子力防災専門官との連携(原発の防災体制、保安検査等の状況、事故発生時における連絡体制、緊急時の対応等)
	情報の収集・連絡体制等の整備	・県と関係機関相互の連携体制の整備 ・情報収集・連絡要員の指定
	災害応急体制の整備	・職員非常参集、県の警戒本部体制、オフサイトセンター等への職員派遣 ・所在県からの応援協力体制、環境放射線モニタリング体制の整備
	交通管理体制の整備	・所在県から応援要請時の交通規制、立入制限、緊急輸送活動
	救助・救急体制等の整備	・緊急時対応可能医療機関の把握、協力依頼
第3節 原子力 災害応 急対策	住民等への的確な情報伝達体制の整備	・住民相談窓口の設置調整、災害時要援護者や一時滞在者への連絡体制の整備等
	住民等に対する知識の普及と啓発	・原子力災害の特性、緊急時の対策等についての広報活動
	防災業務関係者に対する研修	・原子力防災体制、放射線防護等についての研修
	防災訓練の実施	・国や所在県が志賀原発で行う総合的な防災訓練への参加
	基本方針	・特定事象発生時、原子力緊急事態宣言発出時の応急対策
第4節 原子力 災害復 旧対策	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	・特定事象発生時の体制、原子力緊急事態宣言発出後の体制 ・放射性物質等の影響の早期把握のための活動(緊急時モニタリングの実施)
	活動体制の確立	・富山県原子力災害警戒連絡会議、原子力災害警戒本部の設置、オフサイトセンター等への職員派遣 ・防災業務関係者の安全確保(防護資機材の活用、防護対策に関する情報提供)
	屋内退避、避難誘導等の防護活動	・避難等に関する指標、住民への情報伝達フローに基づき対応
	飲料水、飲食物の摂取制限等	・飲食物摂取制限に関する指標、国の指導助言に基づき対応
	救助・救急及び医療活動	・緊急輸送の円滑な実施のための調整、緊急通行路の確保のための交通規制等、緊急時対応可能医療機関への緊急搬送
心身の健康相談体制の整備	住民等への的確な情報伝達活動	・的確な情報伝達、相談窓口の設置
	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	・原子力緊急事態解除宣言後の環境放射線モニタリングの実施、結果公表
	風評被害等の影響の軽減	・風評被害等の未然防止、農林水産業、地場産業の商品等の流通促進、観光客の減少防止のための広報活動

志賀原発と本県の位置図



今後のスケジュール(予定)

別紙3

